

○浜松医科大学光医学総合研究所規程

(令和6年2月26日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学学則（平成16年規則第25号）第11条第2項の規定に基づき、浜松医科大学光医学総合研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、本学の研究の司令塔として横断的な戦略により研究を推進し、次世代光医学研究成果創出拠点における先進的光医学及び生命科学に関する学際的研究を推進する。さらに、その研究成果の実用化を目指すとともに、人材育成及び研究資源の効率的な運用に努め、もって医学の進展に寄与することを目的とする。

(研究所長)

第3条 研究所に、研究所長を置く。

- 2 研究所長は、研究所の業務を掌理する。
- 3 研究所長は、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 研究所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、学長の任期の末日とする。
- 5 前項の研究所長に欠員が生じた場合の補欠の研究所長の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究所副所長)

第4条 研究所に、研究所副所長（以下「副所長」という。）を置く。

- 2 副所長は、研究所長を助け、研究所の運営に携わる。
- 3 副所長は、研究所長が推薦し、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、学長の任期の末日とする。
- 5 前項の副所長に欠員が生じた場合の補欠の副所長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会)

第5条 研究所に、研究所の運営に関する重要事項について協議するため、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会の組織及び運営については、教育研究評議会で審議し、学長が別に定める。

(運営本部)

第6条 研究所に、研究所の戦略的運営、研究プロジェクトの企画と実行、各部門との連絡調整及び広報等を行うため、研究所運営本部を置く。

- 2 研究所長は、必要に応じて運営本部会を招集することができる。

3 運営本部の組織及び運営については、別に定める。

(部門)

第7条 研究所に、次に掲げる部門及びセンターを置く。

- (1) 光トランスレーショナルリサーチ推進部門
- (2) 革新的診断治療法研究部門
- (3) 先端生体イメージング研究部門
- (4) 光量子技術開発部門
- (5) 先端研究支援部門
- (6) 国際マスメージングセンター

2 前項各号に規定する部門及びセンターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長又はセンター長（以下「部門長等」という。）
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 助教
- (5) その他の職員

3 部門長等は、部門の業務を掌理し、研究所長、副所長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。

4 部門長等は、研究所長が分野長の中から推薦し、学長が任命する。

5 部門長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、研究所長の任期の末日とする。

6 前項の部門長等に欠員が生じた場合の補欠の部門長等の任期は、前任者の残任期間とする

(光トランスレーショナルリサーチ推進部門)

第8条 光トランスレーショナルリサーチ推進部門（以下「光TR推進部門」という。）

の役割は、本研究所の司令塔として基礎と臨床各部門の研究成果を統括的に分析し、疾患の病態解明から分子標的同定、革新的診断、治療法や医療機器の開発に關しての双方向性のトランスレーショナルリサーチを企画、実践し、光医学の発展に資するとともに、それを遂行できる人材を育成することとする。革新的光関連技術と種々のイメージング法を開発して疾患の克服と健康維持に役立つ医学の発展に資するとともに、それを遂行できる人材を育成することとする。

2 光TR推進部門に置く研究分野は、別に定める。

(革新的診断治療法研究部門)

第9条 革新的診断治療法研究部門の役割は、光関連技術及びゲノム解析技術など多様な先端技術を駆使し、疾患の病態解明、診断、治療法や医療機器の開発を目指し、光医学の発展に資するとともに、それを遂行できる人材を育成することとする。

2 革新的診断治療法研究部門に置く研究分野は、別に定める。

(尖端生体イメージング研究部門)

第10条 尖端生体イメージング研究部門の役割は、種々のイメージング技術を用い、細胞、組織、生体レベルのイメージング研究を推進し、他の部門と協力して疾患の病態解明、診断、治療法や医療機器の開発を目指し、光医学の発展に資するとともに、それを遂行できる人材を育成することとする。

2 尖端生体イメージング研究部門に置く研究分野は、別に定める。

(光量子技術開発部門)

第11条 光量子技術開発部門の役割は、光関連技術と種々のイメージング法の開発を行い、他の部門と協力して疾患の病態解明、診断、治療法や医療機器の開発を目指し、光医学の発展に資するとともに、それを遂行できる人材を育成することとする。

2 光量子技術開発部門に置く研究分野は、別に定める。

(尖端研究支援部門)

第12条 尖端研究支援部門の役割は、先端イメージング機器を含む先進機器・技術の共同利用による研究の効率化を推進すること並びに実験動物の飼育管理を行い、動物実験の効率化かつ適正な施行を推進することをもって、研究所及び大学内外の研究支援を実行することで医学研究の発展に資することとする。

2 尖端研究支援部門に次に掲げる部及び室を置く。

- (1) 先進機器共用推進部
- (2) 医用動物資源支援部
- (3) キャンサーバイオバンク室

3 前項第1号及び第2号に規定する部に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 准教授
- (4) 助教
- (5) その他の職員

4 第2項第3号に規定する室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) その他の職員

(先進機器共用推進部)

第13条 先進機器共用推進部の役割は、教育研究設備の大学内外の共同利用を先導し、先進機器・技術を用いた研究の効率化と発展につなげ、共同研究を推進することとする。

2 先進機器共用推進部の組織、運営は、別に定める。

(医用動物資源支援部)

第 14 条 医用動物資源支援部の役割は、実験動物の飼育管理及び動物実験の施設・設備を専門化・総合化することにより、動物実験の効率化を図り、医学の研究及び教育に資することとする。

2 医用動物資源支援部の組織、運営は、別に定める。

(キャンサーバイオバンク室)

第 15 条 キャンサーバイオバンク室の役割は、がんを対象とした臨床検体及び臨床病理学的データの収集を行い、それを有効に利活用することにより、医学の研究及び教育に資することとする。

2 キャンサーバイオバンク室の組織、運営は、別に定める。

(国際マスイメージングセンター)

第 16 条 国際マスイメージングセンターの役割は、多様なマスイメージング技術を用い、細胞、組織、生体レベルのイメージング研究を推進し、他の部門と協力して疾患の病態解明、診断、治療法や医療機器の開発を目指し、それを遂行できる人材を育成することとする。

2 国際マスイメージングセンターの組織、運営は、別に定める。

(附属施設)

第 17 条 研究所に、研究所の附属施設として神経機能分子解析施設を置く

2 神経機能分子解析施設の組織、運営は、別に定める。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営について必要な事項は、運営協議会に諮って、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 浜松医科大学光先端医学教育研究センター規程（平成 27 年規程第 75 号）は、廃止する。